

## 地方独立行政法人法の改正に伴う評価委員会の所掌事務等について

国の独立行政法人制度改革（平成26年度）等を踏まえ、この度、地方独立行政法人法が改正され、地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制構築など所要の規定整備が行われた（一部規定を除き、平成30年4月1日施行）。

改正内容の柱として、①PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、②法人の業務運営を改善する仕組みの導入（ガバナンスの強化）が挙げられている。

これに伴い、評価委員会の所掌事務等について、条例改正等の対応を予定している。

### 1 PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

#### (1) 国の独立行政法人制度の改正概要

独立行政法人の業務の実績評価（以下「業績評価」という。）について、目標を指示する主務大臣が評価に関与していなかった従来制度を改め、主務大臣の下での政策のPDCAサイクル（※）を強化するため、主務大臣を評価主体とするなど目標・評価の一貫性・実効性を向上。

#### (2) 地方独立行政法人制度の見直し

ア 地方独立行政法人の業績評価について、設立団体の長を評価主体とし、中期目標の策定・指示者としての責任を明確化することで、当該中期目標を基礎としたPDCAサイクルをより実効的なものとする。これに伴い、評価委員会の権限を整理。

イ 中期目標に係る業績評価の時期を前倒しして中期目標期間の最終年度に見込みによる評価を行うこととし、中期目標期間の業績評価の結果を次期中期目標の策定、予算要求等に適切に反映させることを可能とすることにより、中期目標管理の実効性を向上。

ウ PDCAサイクルを効果的に機能させるため、具体的な中期目標を設定すべきことを明確化

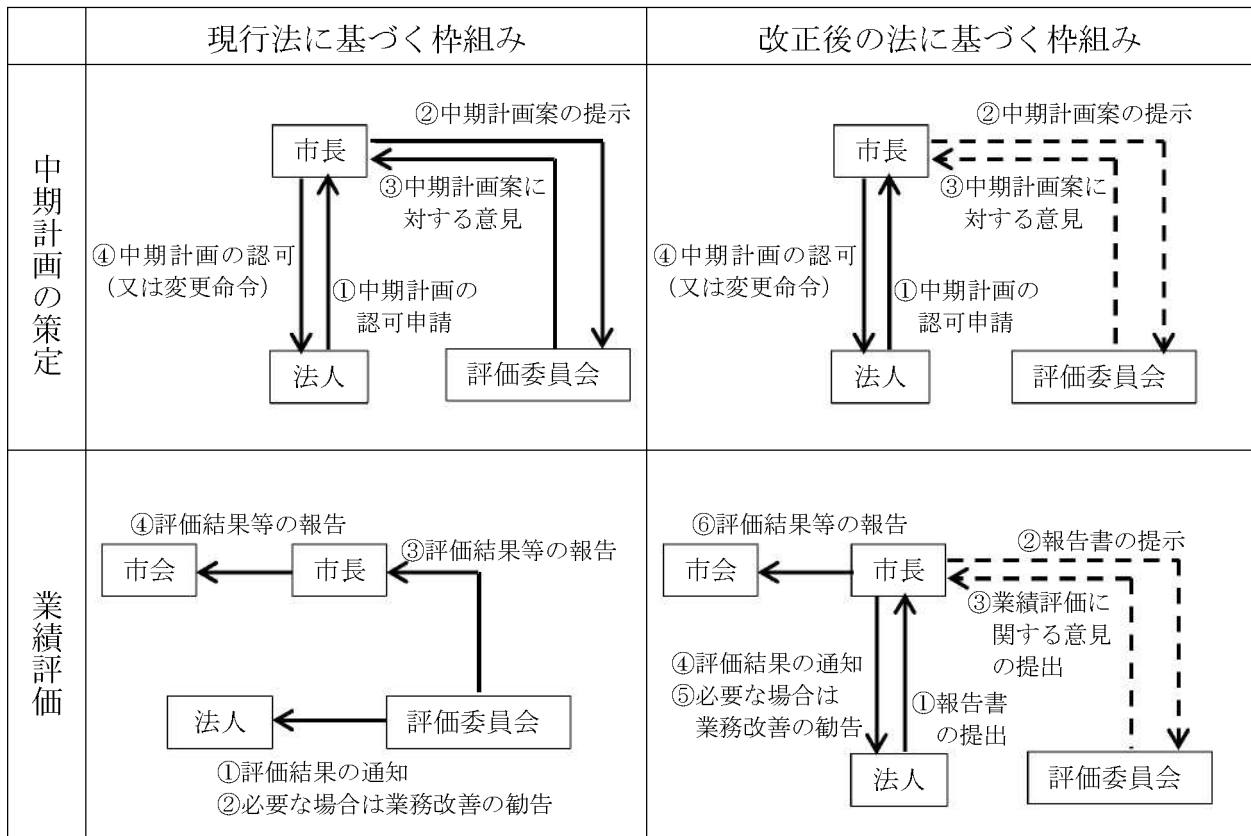
【見直しの前後における目標・評価管理の仕組みの比較】

|                     | 現行                     | 改正後                             |                                    |
|---------------------|------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 中期目標の策定・変更          | 市長が、委員会の意見を聴いたうえで策定・変更 | 市長が、委員会の意見を聴いたうえで策定・変更(現行制度を維持) | } 委員会の意見を聴くかどうかは、各自治体の判断(条例により定める) |
| 法人が策定した中期計画の認可      | 市長が、委員会の意見を聴いたうえで認可    | 市長が認可                           |                                    |
| 各事業年度の業績評価          | 委員会が実施                 | 市長が実施                           |                                    |
| 中期目標期間終了時における業績評価   | 委員会が実施                 | 市長が実施                           |                                    |
| 中期目標期間終了時に見込まれる業績評価 | 規定なし                   | 市長が、委員会の意見を聴いたうえで実施             |                                    |
| 中期目標期間終了後の見直し内容     | 市長が、委員会の意見を聴いたうえで決定    | 市長が、委員会の意見を聴いたうえで決定(現行制度を維持)    |                                    |

### (3) 本市の対応

中期計画の作成・変更を市長が認可する際の意見及び業績評価を市長が行う際の意見について、評価委員会に諮問することができるよう、条例改正を2月市会に提案予定

(法及び条例の改正を踏まえた中期計画の策定と業績評価の新旧対照表)



—— (実線) : 法定事項, - - - (点線) : 条例により規定しようとする事項

※ Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する手法

## 2 法人の業務運営を改善する仕組みの導入（ガバナンスの強化）

### (1) 国の独立行政法人制度の改正概要

法人のガバナンス強化のため、監事・会計監査人の権限・役割の明確化、役員任期など、業務運営の改善に係る事項の規定を整備。

### (2) 地方独立行政法人制度の見直し

監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限を明確化。監事の任期について、理事長の任期の最終年度の財務諸表承認日までとすること等の規定を整備。

### (3) 本市の対応

改正法に対応するため、監事の職務及び権限並びに任期について定款を変更する等、必要な措置を講じる。

(参考)

## 法改正後の評価委員会の権限(京都市産業技術研究所に関する部分を抜粋)

| 条項             | 現行の評価委員会の権限                             | 改正内容     | 本市対応(案)   | 改正後の評価委員会の権限(案)                      |
|----------------|---|----------|-----------|--------------------------------------|
| 22③            | 業務方法書の認可に対する意見                          | 削除       | -         | -                                    |
| 25③            | 中期目標の作成・変更に対する意見                        | -        | -         | 中期目標の作成・変更に対する意見                     |
| 26③            | 中期計画の作成・変更の認可に対する意見                     | 削除       | 評価委員会条例改正 | 中期計画の作成・変更を市長が認可する際の意見               |
| 28①            | 各事業年度における業務の実績についての評価                   | 市長の権限に移行 | 評価委員会条例改正 | 各事業年度における業務実績を市長が評価する際の意見            |
| 28③前段          | 各事業年度における業務実績評価結果の法人への通知                | 市長の権限に移行 | -         | -                                    |
| 28③後段          | 各事業年度評価結果を踏まえた業務運営報告及び公表                | 市長の権限に移行 | -         | -                                    |
| 28④            | 各事業年度評価結果の通知・勧告の報告及び公表                  | 市長の権限に移行 | -         | -                                    |
| -              | 中期目標期間最終直前年度における中期目標期間終了時に見込まれる業績の評価    | 新設       | -         | 中期目標期間最終直前年度における中期目標期間終了時に見込まれる業績の評価 |
| 30①            | 中期目標期間における業務の実績についての評価                  | 市長の権限に移行 | 評価委員会条例改正 | 中期目標期間における業務実績を市長が評価する際の意見           |
| 30③準用<br>28③前段 | 中期目標期間における業務の実績についての評価における業務評価結果の法人への通知 | 市長の権限に移行 | -         | -                                    |
| 30③準用<br>28③後段 | 中期目標期間評価結果を踏まえた業務運営改善勧告                 | 市長の権限に移行 | -         | -                                    |
| 30③準用<br>28④   | 中期目標期間評価結果の通知・勧告の報告及び公表                 | 市長の権限に移行 | -         | -                                    |
| 31②            | 中期目標期間終了時の全般的見直し検討に係る意見                 | -        | -         | 中期目標期間終了時の全般的見直し検討に係る意見              |
| 34③            | 財務諸表の承認に対する意見                           | 削除       | -         | -                                    |
| 40⑤            | 剰余金・積立金の使途に係る承認に対する意見                   | 削除       | -         | -                                    |
| 41④            | 限度額超の短期借入・借換に係る認可に対する意見                 | 削除       | -         | -                                    |
| 42の2⑤          | 不要財産の納付に係る認可に対する意見                      | -        | -         | 不要財産の納付に係る認可に対する意見                   |
| 42の2⑥          | 不要財産譲渡簿価超過額不納付の認可に対する意見                 | 削除       | -         | -                                    |
| 44②            | 重要財産の処分に係る認可に対する意見                      | -        | -         | 重要財産の処分に係る認可に対する意見                   |
| 56①準用<br>49②   | 一般地方独立行政法人の役員報酬等支給基準に対する意見              | -        | -         | 一般地方独立行政法人の役員報酬等支給基準に対する意見           |